

伊勢市農業委員会 第244回 総会議事録

日 時	令和8年4月16日(木) 13時54分～15時00分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>17名</p> <p>1番 伊藤 亜沙美 2番 森 美江 3番 橋本 博行</p> <p>4番 山添 久憲 5番 金森 克實 6番 南平 博哉</p> <p>7番 中山 隆文 8番 中西 重喜 9番 松野 武史</p> <p>10番 濱口 節生 11番 澤村 元弘 12番 森川 正弘</p> <p>13番 中西 善夫 14番 森 義孝 17番 中西 正夫</p> <p>18番 奥野 隆史 19番 大西 正義</p>
欠席委員	<p>2名</p> <p>15番 松岡 壯次 16番 出口 勝信</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>山中 強 (局長)</p> <p>西村 明裕 (主幹)</p> <p>中野 諭 (係長)</p> <p>伊藤 和也 (主事)</p>
会議録署名者	6番 南平 博哉 19番 大西 正義
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 事業計画変更承認申請について</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第5号 非農地証明願について</p> <p>議案第6号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について (農地中間管理機構への意見提出及び要請分)</p>
報告事項	<p>1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について</p> <p>2. 農地法第18条6項の規定による通知書について</p> <p>3. 農用地利用集積計画の中途解約について</p>

<p>議 長</p>	<p>4. 農地利用変更届出書について 5. 農地の転用事実に関する照会書について（津地方法務局伊勢支局より） 6. 一時転用の完了報告について 7. その他</p> <p>定刻より少し早いですが、ただいまから、伊勢市農業委員会第244回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は17名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声多数あり）</p> <p>ご異議なしということでございますので、6番 南平 博哉さん、19番 大西 正義さんのご両名をお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 非農地証明願について 議案第6号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について （農地中間管理機構への意見提出及び要請分）</p> <p>以上6件でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>主 事</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。写真資料と地図及び事前に配布しました営農型太陽光発電設備の下部農地における農作物の状況結果報告の差し替えを配布いたしました。不足のある方は、お知らせください。</p>

それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。件数は6件、田が6筆5,109㎡、畑が5筆2,697㎡の計11筆7,806㎡でございます。

次のページをお願いします。

内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。詳細についてご説明申し上げます。

それでは1-1ページをご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。受人は、船江2丁目の畑1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は船江2丁目地内、桧尻川排水機場より北西へ100mに位置する農業振興地域外農地でございます。なお、受人の現住所は三重県鈴鹿市在住であります。上申書が提出され、申請地隣接地に所有する家屋があり、毎週そこに来ていたとのことで、今後芋類、葉物、根菜類を作付けしていくとのことです。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

2番、こちらでも売買でございます。受人は、黒瀬町の田1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は黒瀬町地内、県立宇治山田商業高等学校より北へ70mに位置する農業振興地域内、農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

3番、こちらは贈与でございます。受人は西豊浜町の登記地目田、現況地目畑1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は、受人が渡人の被相続人から昭和53年10月より農地法第3条による使用貸借にて耕作している土地のため、議案書におきましては渡人の経営面積が0となっており、この農地の分が譲受人に入っておりますが、今回贈与にて改めて農地を譲り受けたいとの申請です。申請地は西豊浜町地内、国道23号西豊浜町3交差点より西へ130mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

4番、こちらも贈与でございます。受人は、楠部町の田3筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は楠部町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

5番、こちらも贈与でございます。受人は、楠部町の田2筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は楠部町地内、イオン伊勢店より北東へ280mに位置する農業振興地域内、農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

6番、こちらは売買でございます。受人は、御菌町高向の登記地目田、現況地目畑2筆と畑1筆の計3筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は御菌町高向地内に点在する農業振興地域内・農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は12名でございます。なお、受人である株式会社めぐりん伊勢に関しては、既に適格法人の資格を有しており、農地法に定める継続して4つの要件を満たしているか事務局で確認したところ、農地法第2条第3項に定義されている要件を全て満たしていました。よって、農地所有適格法人として、農地を取得することを認めました。

なお、1番でございますが、新規耕作者であるため、営農計画書が提出されています。1番で説明させていただきましたが芋類、葉物、根菜類を作付けしていくとのこと。事務局において適正であると判断いたしました。

そして、1番は新規取得で新規耕作者でもあることから、許可後の耕作状況確認を推進委員に依頼します。

議案第1号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。本案件の6番は、森美江委員に係る分でございます。ひとまず森委員にご退席いただきまして、この件を

審議いたしたいと思います。

(森美江委員、退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第1号中の森美江委員に関係する分については承認することに決定いたしました。

それでは、森委員にお戻りをいただきたいと思います。

(森美江委員着席後、審議再開)

それでは、議案第1号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

山 添 委 員

4番について、学生さんが譲受人となっているが、農地を守ってもらえるのか。

主 幹

書類上要件を満たしており、稼働人員3名でご家族も農作業に従事されるので、問題ございません。

議 長

譲渡人と譲受人の関係は親子か。

主 事

親子です。

議 長

他にございませんか。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案のその他の案件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第2号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

主 幹

2ページをお願いします。

議案第2号「事業計画変更承認申請について」でございます。件数は1件、内訳といたしまして、畑のみ3筆1,528㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ、2-1をご覧ください。

1番、こちらは令和7年4月15日付で農地法第5条にて許可した、太陽光発電施設でございました。申し出によりますと、もともと3筆の太陽光発電施設として計画を進めておりましたが、2229番の隣の2228番の地権者から売却の申し出を受け、その筆を加えて計4筆を2筆ずつ2区画の太陽光発電施設としたほうが利用率も高くなり有効活用ができると判断したことにより、2230と2231番のみとする事業計画変更を申請したものでございます。よって、2229番と2228番については転用申請が【5条-1番】で提出されておりますので、その際に改めてご説明いたします。

議案第2号の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第2号「事業計画変更承認申請について」については、これを承認することに決定いたしました。

続きまして議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

主 幹

3ページをお願いします。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。件数は1件、内訳といたしまして、田のみ1筆の966㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ、3-1をご覧ください。

1番、申請者は小木町の田1筆について、農業の拡大に伴い農業用倉庫1棟 112.67㎡、精米機、駐車場9台分等としたいとの申請にございます。申請地は小木町地内 小木墓地より南へ120mに位置する第3種農地でございます。本申請地につきましては、精米機及び駐車場3台分について約15年前に設置及び造成して設置してしまったことで始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置します。

議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、転用やむを得ないものと判断しておりますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。

主 事

写真では少し見にくいですが、手前精米機の奥が農業用倉庫に転用予定の土地でございます。

<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>主 幹</p>	<p>4ページをお願いします。</p> <p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。件数は11件、内訳といたしまして、田が5筆5,955㎡、畑が15筆4,822㎡の計20筆10,777㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。</p> <p>次ページ(4-1)をご覧ください。</p> <p>1番、こちらは売買でございます。こちらは2号議案にてお認めいただきました事業計画変更に伴って申請された案件で、受人である名張市鴻之台4番町で太陽光発電による売電事業等を営む株式会社平安コーポレーション 代表取締役 月成 陽一さんが、佐八町の畑1筆及び事業計画変更にてお認めいただきました土地1筆とを一体利用して、太陽光発電施設 設置面積計432.13㎡としたいとの申請でございます。申請地は佐八町地内 市立佐八小学校より西へ60mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置することとでございます。そして、本案件は、埋蔵文化財包蔵地内であるため届出等の手続きが必要となる、文化財保護法第93条に基づく案件に該当するものでございます。この場合、県教育委員会からの工事着工許可がないと許可できません。そのため、担当部署に確認したところ、令和8年1月13日に発掘届が提出され、2月12日に県教育委員会から工事着工許可の通知が交付されたとのことでした。</p>

2番、こちらでも売買でございます。1番と同じ受人である名張市鴻之台4番町で太陽光発電による売電事業等を営む株式会社平安コーポレーション 代表取締役 月成 陽一さんが、佐八町の登記地目田、現況地目畑1筆、畑3筆計4筆を譲り受けて、太陽光発電施設 設置面積計407㎡としたいとの申請にございます。申請地は佐八町地内 市立佐八小学校より南西へ100mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことでございます。そして、本案件も、埋蔵文化財包蔵地内であるため届出等の手続きが必要となる、文化財保護法第93条に基づく案件に該当するものでございます。この場合、県教育委員会からの工事着工許可がないと許可できません。そのため、担当部署に確認したところ、令和8年2月16日に発掘届が提出され、3月12日に県教育委員会から工事着工許可の通知が交付されたとのことでした。

3番、こちらは売買でございます。受人である度会町棚橋でコンクリート製品の製造販売、キャンプ場、バーベキュー場の経営を営む有限会社川本コンクリート工業所 代表取締役 川本 武宏さんが、横輪町の畑2筆を譲り受けて隣接する宅地を一体利用して、倉庫、駐車場3台分及びBBQエリアとしたいとの申請です。なお、一体利用地の宅地に建っている建物を貸宿泊施設として利用する計画です。申請地は横輪町地内 郷の恵「風輪」より南東へ140mに位置する第2種農地です。現地調査の結果、既に倉庫が建っていたので始末書の提出を求めたところ、前所有者のおじが20年前に建設してしまったとのことでした。よって現況地目は棒線表記となります。汚水について、生活排水は汲み取り業者に依頼、その他雑排水は自然浸透とし、被害防除として既存の石積をそのまま利用するとのことでした。

4番、こちらでも売買でございます。受人である神久2丁目で娯楽施設等の経営を営む株式会社ナカニシプランニング 代表取締役 中西 祐介さんが、二見町三津の登記地目田 現況山林3筆を譲り受け、隣接する山林5筆を一体利用してキャンプ場としたいとの申請にございます。申請地は二見町三津地内 三津排水機場より西へ10mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、駐車場や資材置場の様相を呈しておりました。そのため始末書の提出を求めたところ、約35年ほど前に前所有者の父がその当時戦国時代村の開発工事にかかる現場事務所等に貸して埋め立ててしまったとのことでした。よって

現況地目は棒線表記となります。排水について、生活排水は汲み取り式、その他雑排水は自然浸透とし、被害防除としては素掘り側溝を設置して土砂の流出を防ぎます。そして本案件は、転用面積が 1,000 m²を超えるものでもありますが、何も建築物がないとのことなので、都市計画法第 29 条に基づく開発案件には該当しないものです。

なお、転用面積が 3,000 m²を超える案件ですので三重県農業会議の常設審議委員会に諮る案件になります。この 4 月 13 日に開催された三重県農業会議常設審議委員会に諮問しましたところ、適切との答申をいただいたところです。

5 番、こちらは売買でございます。受人は、二見町山田原の畑 4 筆を譲り受け、住宅平屋建て 1 棟、建築面積 132.49 m²としたいとの申請でございます。申請地は二見町荘地内、国道 42 号荘 1 交差点より南東へ 80m に位置する第 3 種農地でございます。本転用面積は 567 m²です。原則一般住宅は 500 m²以内となっておりますが上申書が提出されており、譲渡人は遠方に居住しているため、仮にわずか 67 m²を分けても営農の効率も悪く維持管理が難しいとの申し出があり、事務局としてはやむを得ないものとしているところです。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は 23%、排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこと。そして本案件は、埋蔵文化財包蔵地内であるため届出等の手続きが必要となる、文化財保護法第 93 条に基づく案件に該当するものでございます。この場合、県教育委員会からの工事着工許可がないと許可できません。そのため、担当部署に確認したところ、令和 8 年 3 月 6 日に発掘届が提出され、3 月 23 日に県教育委員会から工事着工許可の通知が交付されたとのことでした。

6 番、こちらは贈与でございます。受人は二見町荘の畑 1 筆を贈与で譲り受け、住宅 2 階建て 1 棟としたいとの申請でございます。申請地は二見町荘地内、御塩殿神社より西へ 110m に位置する第 2 種農地でございます。本案件は、既に住宅を建ててしまっているとのこと。始末書が提出され、親族が 40 年以上前に作業小屋住宅を建築し親族の死亡後もそのまま使用していたとのことでした。現地調査の結果、その内容の通りと確認しましたので現況地目は棒線表記となります。排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除は現状のまま使用することで問題はないとのこと。です。

7 番、こちらは売買でございます。受人は、小俣町湯田の畑 1 筆を譲り受け、住宅平屋建て 1 棟としたいとの申請です。申請地は小俣町湯田地内、保育所しら

とり園に隣接する第3種農地です。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は45%、排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことです。

8番、こちらは使用貸借でございます。受人は、御菌町高向の畑1筆を借り受けて住宅平屋建て1棟としたいとの申請です。申請地は御菌町高向地内、御菌第二保育園より東へ70mに位置する第3種農地です。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は22%、排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことです。

9番、こちらは売買でございます。受人は御菌町高向の畑1筆を譲り受けて、隣接する宅地2筆を一体利用して住宅平屋建て1棟としたいとの申請にございます。申請地は御菌町高向地内、高向西公園より東へ110mに位置する第3種農地でございます。こちらの転用面積は413㎡ですが、一体利用地を合わせると519.14㎡となり、500㎡を超えてしまいます。これについて理由書が提出されており、例え分筆したとしても19.14㎡で狭小であり営農するのが困難であるとのことでございます。事務局としてはやむを得ないものとして受理したものでございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率23%、排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除は整地のみで問題はないとのことです。

10番、こちらは売買でございます。受人は御菌町王中島の畑1筆を譲り受け、住宅平屋建て1棟としたいとの申請です。申請地は御菌町王中島地内、王中島公民館より北東へ130mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は34%、排水は北側既設下水道へ放流、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

11番、こちらは使用貸借です。受人は共有名義で、御菌町小林の田1筆を借り受けて、住宅2階建て1棟としたいとの申請です。申請地は御菌町上條地内、上條児童公園より東へ250mに位置する第3種農地です。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は25%、排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除として、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことでございます。

議案第4号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良

	<p>区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむを得ないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。</p>
山 添 委 員	<p>1番、2番及び5番について、埋蔵文化財包蔵地であるため届出等の手続きが必要とのことであったが、どういうことか。</p>
主 幹	<p>申請地から転用する過程で、文化財が発見されたら届け出る必要があるということです。</p>
山 添 委 員	<p>市内各所にあるのか。</p>
主 事	<p>はい。点在して各所にあります。</p>
山 添 委 員	<p>3番、4番とキャンプ場やバーベキュー場にするとのことだが、環境衛生上や騒音などに関して事前に保健所等の関係行政機関への手続きは不要なのか。</p>
主 幹	<p>飲食店の営業については、保健所への届け出が必要になってくるが、各自が作ることにに関して関係行政機関との調整まで必要はないと思います。4番については、三重県農業会議へ諮問した際に生活排水対策について遺漏のないよう指摘を受けているところです。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p>

異議なしということでございますので、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 幹

5ページをお願いします。

議案第5号「非農地証明願について」でございます。件数は4件、内訳といたしまして、田が9筆9,295㎡、畑が3筆1,529㎡の計12筆10,824㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ、5-1をご覧ください。

1番、前山町の田4筆、現況は山林でございます。こちらは昭和58年以前から周囲と一体化して山林と化しており、航空写真を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。

2番、前山町の田3筆、現況は山林でございます。こちらは昭和58年以前から周囲と一体化して山林と化しており、航空写真を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。

3番、前山町の田2筆、現況は山林でございます。こちらは昭和58年以前から周囲と一体化して山林と化しており、航空写真を提出したうえで非農地証明の願い出があがっております。

これらの3件の非農地証明願につきまして、詳細を聞き取りしたところ、これらの土地については、神宮司廳が神宮林とするために業者が仲介して事業を進めることとなり、今回非農地証明願を申請したものでございます。

4番、横輪町の畑3筆、現況は山林でございます。平成15年以前の所有者の時にすでに山林化しており、航空写真を提出したうえで非農地証明の願い出が上がっております。

議案第5号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろ

<p>議 長</p>	<p>しくをお願いします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。</p>
<p>主 事</p>	<p>1番から3番については、森の中で現地は遠めからも撮影できませんので、写真は省略しております。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p> <p>ご異議なしとのことでございますので、議案第5号「非農地証明願について」は、これを承認し、証明書を下付することに決定をいたしました。</p> <p>続きまして、議案第6号「伊勢市農用地利用集積等促進計画について(農地中間管理機構への要請分)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>主 幹</p>	<p>6ページをお願いします。</p> <p>議案第6号「伊勢市農用地利用集積等促進計画について(農地中間管理機構への要請分)」でございます。件数は44件、内訳といたしまして、田が72筆83,761㎡、畑が17筆11,056㎡の計89筆94,817㎡でございます。詳細についてご説明いたします。</p> <p>5年間の利用権(賃貸借権)の設定が8件で 田が22筆31,268㎡、畑が2筆3,431㎡の計24筆34,699㎡、 5年間の利用権(使用貸借権)の設定が2件で田のみ2筆2,019㎡、 6年間の利用権(賃貸借権)の設定が6件で田のみ7筆7,991㎡、 10年間の利用権(賃貸借権)の設定が16件で 田が35筆36,459㎡、畑が1筆2,000㎡の計36筆38,459㎡、 10年間の利用権(使用貸借権)の設定が12件で 田が6筆6,024㎡、畑が14筆5,625㎡の計20筆11,649㎡となりま</p>

す。計画の概要につきましては、次ページ（6－1）をご覧ください。

議案第6号の説明は、以上でございます。6-3ページをご覧ください。今回新規の耕作者としてコバヤシコーポレーション（株）という会社がございます。玉城町に本社があり、当市の上地町内に販売所があり、さつま芋を栽培しております。

この内容でよろしければ、中間管理機構への要請を総会后速やかに行うものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議

長

事務局の説明が終わりました。この内18番は澤村元弘委員に関係する分でございます。ひとまず澤村委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。

（澤村委員 退席）

本件についてご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いします。

（異議なしの声あり）

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

ご異議なしとのことでございますので、議案第6号中の澤村委員に関係する分については承認することに決定しました。

それでは、澤村委員にお戻りいただきたく思います。

（澤村委員着席）

続きまして、20番から23番は奥野隆史委員に関係する分でございます。ひとまず奥野委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。

(奥野委員 退席)

本件についてご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第6号中の奥野委員に関係する分については承認することに決定しました。

続きまして、24番は奥野隆史委員と中西正夫委員に関係する分でございます。奥野委員はそのまま退席で、加えて中西正夫委員もご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

(中西正夫委員 退席)

本件についてご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第6号中の奥野委員と中西正夫委員に関係する分については承認することに決定しました。

それでは、奥野委員と中西正夫委員にお戻りいただきたいと思います。

(奥野委員、中西正夫委員着席)

それでは、議案第6号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、6号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第6号「伊勢市農用地利用集積等促進計画について（農地中間管理機構への要請分）」は、これを承認することとし、農地中間管理機構へ要請することに決定しました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

主 幹

報告事項でございます。「報告事項」の表紙をめくっていただき、その裏面(1-1)をご覧ください。

1. 農地法第3条の規定による使用貸借契約の合意解約による通知書について
…… 2件（説明内容記録省略）
2. 農地法第18条第6項の規定による通知書について
…… 1件（説明内容記録省略）
3. 農用地利用集積計画の中途解約について
…… 5件（説明内容記録省略）

<p>議 長</p>	<p>4. 農地利用変更届出書について …… 2件（説明内容記録省略）</p> <p>5. 農地の転用事実に関する照会書について（津地方法務局伊勢支局より） …… 2件（説明内容記録省略）</p> <p>6. 一時転用の完了報告について …… 1件（説明内容記録省略）</p> <p>報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特に ご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。 引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いしま す。</p>
<p>主 幹</p>	<p>それでは事務局から5点、連絡させていただきます。</p> <p>1点目は、今月の現地調査のお願いでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月23日（木） 金森 克實 委員、 伊藤 亜沙美 委員 ・ 4月24日（金） 橋本 博行 委員、 中西 重喜 委員 <p>にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、 市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。</p>
<p>主 事</p>	<p>2点目、営農型太陽光発電設備の下部農地における農作物の状況結果報告に ついてでございます。本日配布しました資料の中で、右肩に「報告資料」と記載した のものをご覧ください。こちらは、これまでに許可した営農型発電設備の下部農地 における農作物及び許可の状況をまとめたもので、2枚目以降はそれぞれの報告 書となっております。この件につきましては、農林水産省の通知により毎年2月 末までに、状況報告の提出を求めているものでございます。なお、まだ収穫でき ない許可地における要点としては、適正な管理がされているかどうかを確認し、 知見を有する者からの意見等から、問題なしと判断するところでございます。本 来であれば2月末までに報告書を提出してもらい、3月の総会にて報告しなけれ ばならないところを、事務局の整理が追い付かず4月に報告となってしまいました。 お詫びいたします。</p>

1 番は、ブルーベリーで9年目を迎え、順調に成長しています。連続して、収穫量の単収が80%を切る結果となりましたが、知見を有する方から、剪定・摘花・摘果は適正に行われており、収穫量は特に8月の猛暑の影響で収穫量が少なくなったためとの所見があり、妥当と判断しました。なお、申請代理人から、アドバイザーからは全国的に育成への影響が出ており、日陰を増やす等の処置が必要と指導されている事を聞き取りました。

2 番は、かぼちゃで9年目を迎え、前回の更新時には、連作障害を防ぐためじゃがいも・ほうれん草を追加し、伝票管理もきちんと出来ていました。収穫量は基準の80%を超えており、知見を有する方からは、連作障害を回避するためにいろいろ工夫しているとの所見があり、妥当と判断しました。なお、本人から、ほうれん草は育成がうまくいかないなので、更新時にはカボチャとじゃがいものみに変更したいと考えている事を聞き取りました。

3 番は、ブルーベリーで8年目を迎え、品質等も特に問題なく、今年も松阪市のケーキ店に出荷し、余剰は知り合いに採ってもらったり自家消費をするに至り、猛暑の影響で収穫量は大きく減少したが基準の80%を超えているため、妥当と判断しました。

4 番も、ブルーベリーで8年目を迎え、品質等も特に問題なく、今年もブルーベリー狩りを行い小学校の体験学習を受け入れる等し、収穫量は基準の80%を超えているため、妥当と判断しました。また、収支については、特に問題はないと思われれます。なお、令和7年10月16日に、発電事業を農地所有者から事業者への変更に伴って、区分地上権を3条許可で取得し、支柱部分の一時転用を使用貸借にて借り受ける許可を得て、営農を継続しております。

5 番から9番は、令和2年に農作物の変更願いがあり、榊からブルーベリーへの変更を同年9月15日付で認めました。ブルーベリーポットを配置して、5年目を迎えますが、育成期間中であるため収穫はありません。知見を有する者から、2月でもあり芽の動きが活発ではないが生育には問題なく、剪定と施肥の強化、春季の灌水を特に強化すること、自動給水装置設置を提案指導するとの所見があり、妥当と判断しました。また、収支については、特に問題はないと思われれます。

なお、父親から、出荷は出来なかったが実がなった分を自家消費した事を聞き取りましたので、記録するように指導しました。そして、この先2年間で収穫出来なければ、更新が難しくなる可能性があることを伝えました。

10番、11番は、榊で作付けしてから2年目に枯らしてしまい、植え直してから5年目にあたります。収穫したものを販売し育成期間中であるため収穫はありません。知見を有する者から、新梢も出て成長もしており、葉の色も深い緑の物が多く健康状態は問題ないため、壊死している枝は風通しの障害になるため切り落としが必要であり、今後定期的な灌水と施肥により管理していくこと、自動給水装置設置を提案指導するとの所見があり、妥当と判断しました。また、収支については、特に問題はないと思われます。

12番は、令和5年12月8日に新規許可をしたもので、令和6年12月にくろもじの一部植え付けが完了し、今年も追加で植え付けました。1年2か月経過しましたが、小さい苗は暑さ寒さの影響を受けて枯れるものが出てきており、植付方法の変更を検討しているとのことで、育成期間中でもあり、妥当と判断しました。なお、申請代理人から、ある程度まで育成ができたなら、専門家からの意見をいただく予定である事を聞き取りました。

13番は、令和6年1月16日に新規許可をしたもので、令和7年1月に榊の植え付けが完了し1年が経過して大きな異変は無く、順調に生育していることを確認したとの所見があり、育成期間中でもあり、妥当と判断しました。

以上、事務局としましては、これまでと同様、必要に応じて指導等を行うこととし、この内容にて県に報告したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

主 幹

3点目でございます。今回議案書と一緒に令和8年度活動記録簿の作成及び提出についてを同封させていただきました。令和8年度につきましても昨年度と同様に活動記録簿の作成と提出をお願いいたします。

4点目でございます。本年度の市長をお招きして開催する定期総会の件です。昨年度から6月の月例総会と同じ日に開催するようになりまして、今年も6月15日の月例総会と同じ日に開催させていただきます。委員の皆さんには2部構成となりご苦勞をおかけしますがよろしくお願ひいたします。

5点目でございます。農業委員、農地利用最適化推進委員の改選でございます。皆様の任期は今年12月10日までとなっております。そのため今年度は次期の農業委員、農地利用最適化推進委員を募集することになります。大まかなスケジュールとしましては、6月から7月にかけて募集をしまして委員を決定する予定となっております。スケジュールの詳細が決定しましたらお伝えします。広報いせにも6月15日号に掲載する予定で進めております。つきましては、農業委員については、伊勢市全体で19名となっており、地区割というものがなくなっておりますが、なるべく皆様のそれぞれの地区との繋がりを持・強化していきたいこともあり、それぞれの地区から委員の候補者を出していただきますようお願い申し上げます。ここでご注意いただきたいのは、この農業委員、農地利用最適化推進委員につきましては、それぞれ任期が自動継続するものではございません。継続して農業委員等を希望される方につきましても、改めて応募申込書あるいは推薦書を締切日までに提出していただく必要がございますのでよろしくお願ひいたします。

議 長

連絡は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。

それでは、特にないようでございますので、第244回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____